

令和7年12月23日

仕様書

案件番号

219

納入期限	質疑書提出期限 ※持参又はFAXに限ります	同等品選定期限	見積書提出期限	地域要件
令和8年3月23日	令和7年12月25日 正午		令和8年1月6日 午後4時	市内業者

案件名 「みんなの国民年金」冊子の印刷

納入場所 市民課

番号	品名	仕様	数量	単位
1	冊子「みんなの国民年金」	別紙印刷製本仕様明細書のとおり	7,000	部
2				
3				
4				
5				

(特記事項)

※見本は市民課で閲覧、お渡しできます。

※本件は、所沢市競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、且つ「印刷」の業種を希望業種として登録している者のみ見積書の提出が可能です。なお、印刷製本の請負については、自社設備での印刷を原則としています。

※本件は郵送での見積書提出が可能です。見積書提出期限までに必ず契約課に届くよう、時間に余裕をもって郵送するようお願いします。なお、郵便事情による配達遅延等で提出期限までに届かず、提出期限日までに契約課で受理できなかった見積書は無効となりますので、郵送にあたってはご注意ください。

発注課	担当者	電話	FAX	メールアドレス
市民課(国民年金担当)	押山	04-2998-9095	04-2998-9061	a9095@city.tokorozawa.lg.jp

印刷製本仕様明細書

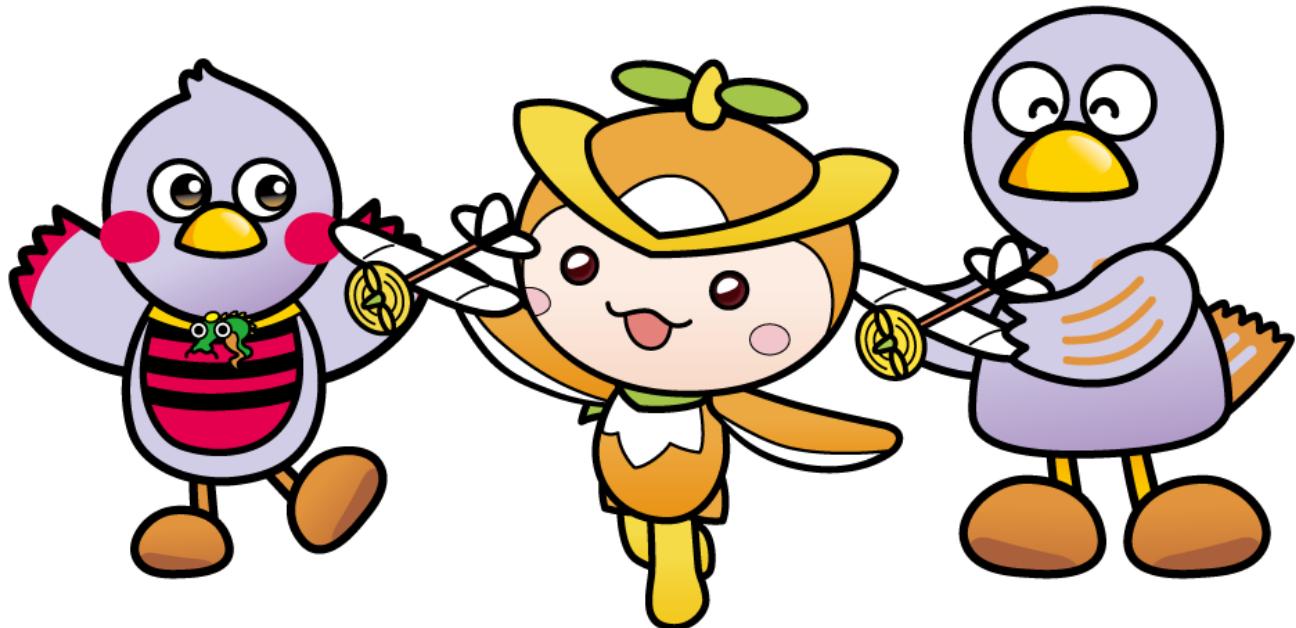
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 冊子 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> チラシ・リーフレット <input type="checkbox"/> 連続用紙 <input type="checkbox"/> 伝票 <input type="checkbox"/> 封筒 <input type="checkbox"/> その他()				
担当部署	市民課(国民年金担当)	担当者	押山	TEL	04-2998-9095

1 品名	みんなの国民年金							
2 製作部数	7,000 部							
3 規格	仕上	A4 判 20 頁						
	(封筒)	サイズ: 厚さ: 窓: <input type="checkbox"/> 有(種類) <input type="checkbox"/> 無 糊: <input type="checkbox"/> 有(種類) <input type="checkbox"/> 無						
	特記事項	当課に見本冊子あり。必要に応じてお渡しいたします。						
4 表紙 (冊子等)	紙質	上質紙(再生紙)		厚さ	A 判 57.5 kg	色	白	
	色数	フルカラー	色	背文字	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	表2印刷	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	表3印刷	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	表4印刷	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
特記事項								
5 構成	紙質	上質紙(再生紙)		厚さ	A 判 44.5 kg	色	白	
	色数	フルカラー	色	組方	<input type="checkbox"/> 縦組 <input checked="" type="checkbox"/> 横組			
	文字	8~80	ポイント	文字数	字 × 頁			
	写真	1 点 (原稿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> ネガ <input checked="" type="checkbox"/> データ)						
		※デジタルカメラで撮影した場合は、光沢紙によるプリントも提出すること。						
	イラスト	20 点 (原稿 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					主管課にデータ有	
	表・グラフ	20 点 (原稿 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)						
	中扉	枚 (色 厚さ)						
特記事項	裏表紙はデータなし。作成願います。							
6 製本・加工	<input checked="" type="checkbox"/> 無線綴じ <input type="checkbox"/> あじろ綴じ <input type="checkbox"/> 中綴じ <input type="checkbox"/> 平綴じ <input type="checkbox"/> 綴じ穴 <input type="checkbox"/> 化粧断ち <input type="checkbox"/> 折り(項折り) <input type="checkbox"/> その他()							
	特記事項	のり止め						
7 原稿	引渡日	令和 8 年 2 月 10 日頃 (内容確定が厚労省発表後となります。今回提示しているものは案です。)						
	原稿	<input checked="" type="checkbox"/> データ	<input type="checkbox"/> ダイレクト(紙)	<input type="checkbox"/> その他()				
	媒体	<input type="checkbox"/> MO	<input checked="" type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> クラウド	<input type="checkbox"/> その他()			
	ファイル形式	<input checked="" type="checkbox"/> PDF(推奨)	<input type="checkbox"/> テキストファイル	ソフト名: <input type="checkbox"/> ワード <input type="checkbox"/> エクセル <input type="checkbox"/> その他()				
	入稿	<input checked="" type="checkbox"/> 完全データ入稿(データをそのまま印刷) <input type="checkbox"/> データ入稿(印刷用に調整あり) <input checked="" type="checkbox"/> 基本データ入稿(版下の制作あり) 裏表紙1ページ分はデータなし。作成願います。						
		※データによる原稿の場合は、PDF(推奨)又はテキストファイルで提出し、テキストファイルの場合は、ソフト名(ワード等)を明記すること。また、内容確認のため、一部出力したものも提出すること。						
		※依頼時に原稿等を添付できない場合は、引渡日を記入すること。						
	8 校正	<input type="checkbox"/> 本紙校正 回 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易校正 1回						
9 納品	納期	令和 8 年 3 月 23 日 (月)						
	納入場所	市民課(国民年金担当)						
	梱包・配送	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 指定あり()						

※ 紙質は、原則として再生紙を利用し、古紙パルプ配合率の高いものを使用してください。

年金は世代と世代の支え合い 令和8(2026)年度版

みんなの



埼玉県マスコット「さいたまっち」

所沢市イメージマスコット「トコろん」

埼玉県マスコット「コバトン」

国民年金

所沢市役所 市民課（国民年金担当）

〒359-8501 所沢市並木1丁目1番地の1

TEL 04-2998-9095

FAX 04-2998-9061

e-mail a9095@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

メニュー → 「くらし・手続き」→ 「国民年金」



もくじ

1 国民年金のしくみ	2	6 障害基礎年金	13
2 国民年金保険料	4	7 遺族基礎年金	16
3 学生納付特例	6	8 死亡一時金・寡婦年金	17
4 免除・納付猶予制度	7	9 こんなとき手続きが必要です！	19
5 老齢基礎年金	11		

この冊子は、国民年金の制度を分かりやすくお伝えするために、作りました。
詳しくは、日本年金機構のホームページ・パンフレット等でご確認ください。

年金についての情報 お問合せ先

日本年金機構

基礎年金番号が分かるものをご用意のうえ、お問い合わせください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>



ねんきんネット

年金記録、受給見込額、年金振込通知書、源泉徴収票、各種通知書ほか
マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから（→3ページ）



<https://myna.go.jp>

所沢年金事務所

年金加入・納付・免除
受 給

04-2998-0170 自動音声 ②→②
自動音声 ①→②

ねんきん加入者ダイヤル

国民年金加入者向け

0570-003-004

03-6630-2525

（050から始まる電話でかける場合）

ねんきんダイヤル 年金の受給、年金生活者支援給付金

0570-05-1165

03-6700-1165

（050から始まる電話でかける場合）

給付金専用ダイヤル

年金生活者支援給付金

0570-05-4092

03-5539-2216

（050から始まる電話でかける場合）

ねんきん自動音声送付受付サービス

再交付（源泉徴収票、年金額改定通知書）など

050-3319-3152

日本年金機構HPの該当箇所→



各 共済組合

公務員等の方は、加入している共済組合や勤務先にお尋ねください。

全国国民年金基金

フリーダイヤル 0120-65-4192

個人型確定拠出型年金 iDeCo

0570-086-105

050から始まる電話でかける場合は 03-6731-9898

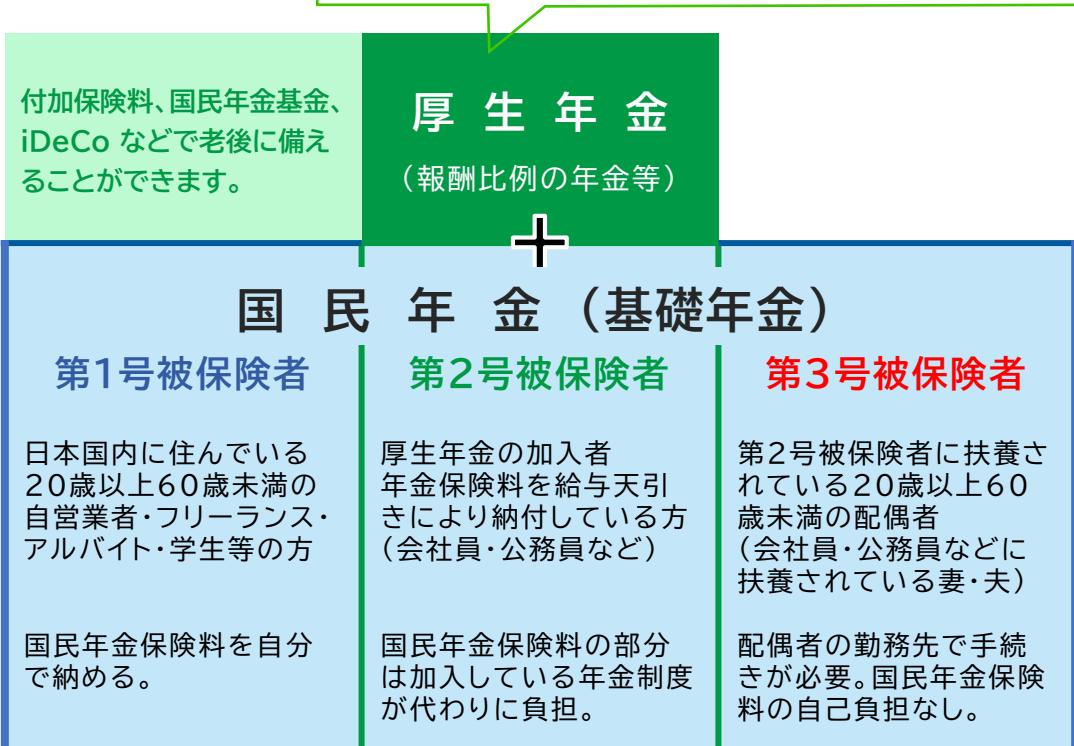
1 国民年金のしくみ

公的年金制度は、国民年金・厚生年金(船員保険・共済組合を含む)の2つのグループに分けられます。

日本国内に住所のある**20歳以上60歳未満**の方は、**国籍を問わず**、原則としてどちらかの年金制度に加入していなければなりません。



厚生年金に加入している方は、基礎部分としての国民年金(基礎年金)にも加入していることになり、基礎年金に加え、報酬(給料)に比例する年金等を受給することができます。



国民年金に任意加入できる方

① 海外在住で20歳以上65歳未満の日本国籍の方

住民票上の海外転出期間は、国民年金への加入は 義務ではありません。

しかし、加入しない場合は以下の年金を 受給できなくなる場合があります。

- ・ 障害基礎年金(→13ページ)
- ・ 遺族基礎年金(→16ページ)

② 60歳以上65歳未満で、年金の受給資格期間※の足りない方や、年金額を満額まで増やしたい方

③ 受給資格期間※の足りない65歳以上70歳未満の方

※受給資格期間(→11ページ)

- ◆ 任意加入は、申出のあった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。
- ◆ 厚生年金加入中の方は、任意加入できません。

国民年金給付の種類

1 老齢基礎年金	原則として65歳から受け取る	11~12 ページ
2 障害基礎年金	病気やけがで障害の状態になつたら受け取る	13~15 ページ
3 遺族基礎年金	国民年金加入者が亡くなつたら遺族が受け取る	16 ページ
4 国民年金独自の給付	死亡一時金、寡婦年金	17 ページ

◆ 上記1~3受給者で所得が低いなどの基準を満たした方には、令和元(2019)年10月分から「年金生活者支援給付金」が年金とは別に支給されます。

基礎年金番号

年金に関する手続きは基礎年金番号を使用します。
一人が一生を通じて一つの番号を使用します。

※1 現在は「年金手帳」の発行は廃止され
「基礎年金番号通知書」が発行されて
います。年金手帳も引き続き有効です。
大切に保管してください。

- 番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書などに記載されています。※1
- 以前は加入している年金の制度ごとに番号がありましたが、現在は統一されています。
複数の番号を持っている方は、年金事務所で番号を統合する手続きが必要な場合があります。

スマホ（マイナポータル）でできる手続き・サービス

スマートフォン（以下スマホ）にマイナポータルアプリをインストールし、
ねんきんネットと連携すると手続きなどができます。
ご利用にはマイナンバーカードが必要です。



マイナポータル→



窓口に行
いのかで
なくて
便利！

手続きがスマホで完結

退職したときや保険料の納付などの
手続きができる



- 国民年金の加入手続き
- 保険料の納付
- 免除、納付猶予、学生納付特例の手続き
- 保険料の口座振替手続き など

通知をスマホで受け取る

e-Tax対応の通知書データの受取や
オンラインで通知書の内容確認ができる

- 通知書の電子データ送付（e-Tax対応）
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
公的年金等の源泉徴収票
- 通知書（電子版）の確認 ねんきん定期便 など

年金記録の確認

年金記録の誤りや保険料の
納め忘れないかの確認ができる

- 年金の加入月数
- 資格取得・喪失年月日
- 月ごとの納付状況 など

年金見込額の試算、請求の手続き

年金見込額の試算や年金請求の
手続きができる

- 年金見込額の試算
- 年金請求の手続き

2 国民年金保険料

国民年金保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律です。
この金額は、年度ごとに国が決定します。

令和8(2026)年度（令和8年4月～令和9年3月分）

月額 17,920円

付加保険料

月額

400円（任意）

将来の年金額を増やすために、ご希望により付加保険料を追加で納付することができます。
(さかのぼって手続することはできません。)

老齢基礎年金を受給するときに、付加年金も合わせて受給できます。
付加年金は、200円×付加保険料を納めた月数が上乗せされます。



日本年金機構HP
(付加保険料の納付)

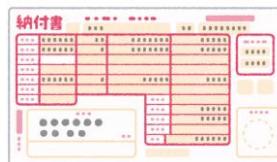
【例】付加保険料を10年納めたとき

納付額 400円×120ヶ月(12ヶ月×10年)= 48,000円

上乗せ受給額 200円×120ヶ月(12ヶ月×10年)= 24,000円(年額)

- ◆ 年金を2年受け取ると、納付した付加保険料総額と同額になります。(2年以上受給すると得します!)
- ◆ 受給額を増やすには、[国民年金基金](#)(付加保険料と同時加入不可)や[個人型確定拠出年金iDeCo](#)などもあります。(→3ページ)

保険料の納め方



納付書(現金)	日本年金機構から届いた納付書(領収済通知書)を使用し、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等の窓口で現金納付。 納付書は加入手続きから約1ヶ月半後に日本年金機構から郵送されます。 翌年度以降は毎年4月に郵送されます。 納付書がない場合は、年金事務所に連絡してください。
口座振替	年金事務所または引き落としを希望する金融機関等で手続きしてください。取り扱い機関は、全国の銀行(一部のネット銀行)・農協・郵便局等。
クレジットカード	保険料クレジットカード納付申出書を年金事務所に提出し、カード会社を経由して口座引き落としをします。
インターネット	パソコンやスマホを利用して、インターネットで納付できます。 詳細は、年金事務所にお問い合わせください。
スマホ決済アプリ	対応する決済アプリをスマホ等にインストールし、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。

- ◆ 厚生年金に加入する場合は、[ご本人による国民年金\(第1号\)を喪失する手続きはありません。](#)
- ◆ 厚生年金に[加入する前月まで納めてください。](#)

納付の期限

納付対象月の**翌月の末日**（土日・祝日・振替休日の場合は翌月第1営業日）が納付期限です。

納付期限内に納めていないと、万が一のときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取れない場合があります。また、納付期限から**2年を過ぎると時効**となり、納めることができなくなります。老後の年金額に影響するのでお気をつけください。
(納付期限が記載されている納付書は、納付期限を経過した場合でも納付期限から2年間は使用できます。)

前納制度

一定期間の保険料をまとめて前払する「前納」、口座振替で納期限よりも早く納める「早割」を活用すると割引が適用されます。

割引額はそれぞれ異なりますが、口座振替での前納が最もお得です。

詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構HP(前納制度)→



社会保険料控除

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する場合は、
日本年金機構からお送りする「控除証明書」をお使いください。

- ◆ 控除証明書のお問い合わせは、**年金事務所** または **ねんきん加入者ダイヤルへ。**
(→1ページ)



・ 控除証明書の送付日

対象者		送付日
1	1/1～9/30に納付した方	10月下旬～11月上旬
2	10/1～12/31に納付した方 (1の対象者は除く)	2月上旬

電子データの控除証明書について

マイナポータルから電子データの受取も可能です。
受け取った電子データは、国税庁の提供するe-Taxで確定申告等に利用することができます。

「スマホ(マイナポータル)ができる手続き・サービス」(→3ページ)
をご覧ください。

マイナポータル→



3 学生納付特例

学生※1は、本人の前年所得が128万円以下のとき、申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。

※1 学校教育法に規定された大学・短期大学・高等専門学校・専修学校などに通う学生・生徒等
(全日制・定時制・夜間・通信制の別を問わない)、一部の海外の大学の日本分校に在学する方も対象

申請について

申請年度は、**4月～翌年3月**まで(手続きは年度ごとに必要)。

申請日から原則 **2年1ヶ月前まで** さかのぼって申請できます。(マイナポータルからも申請可)

- ◆ 申請が承認された翌年度の4月に日本年金機構から**学生納付特例申請ハガキ**が届いた方は、そのハガキに必要事項を記入し、**返送することで申請手続き**となります。
- ◆ 学生納付特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間として扱われますが、老齢基礎年金額には反映されません。(<→11ページ>)

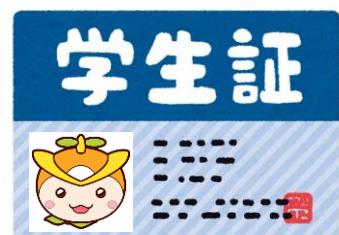
・申請方法

年金事務所 または 市役所(小手指分館・並木を除くまちづくりセンターでも可)に申請書をご提出ください。郵送やマイナポータルからの電子申請も可能です。(<→3ページ>)

- ◆ 申請手続きの**3ヶ月後**に日本年金機構から審査結果が届く予定です。

・申請に必要なもの

- 基礎年金番号 または 個人番号がわかるもの
- 学生証(コピーの場合は裏表両面)
または 在学証明書等(原本を提出)
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳など) (<→18ページ※1>)
- 退職後に学生となった場合は、離職日のわかる以下のどれか一つのコピー



お勤め先が発行	ハローワークが発行
<ul style="list-style-type: none">雇用保険被保険者離職票雇用保険被保険者資格喪失確認通知書公務員の方は退職辞令 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">雇用保険受給資格者証雇用保険受給資格通知(全件版または最新処理状況版)雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
<p>離職日の翌日から数えて、翌々年3月分までの申請に添付できます。 離職票等を提出した方の所得は、除外して審査されます。</p>	

4 免除・納付猶予制度

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが難しく、所得が一定基準以下の方には、保険料が「免除」・「猶予」される制度があります。

なお、以下に該当する方で保険料の納付が困難な場合は、所得審査が緩和され免除が承認されやすくなる特例免除があります。

- ・退職や廃業により失業した方（失業特例）
- ・震災・風水害・火災等の災害により大きな被害を受けた方
- ・配偶者からのDV(ドメスティックバイオレンス)被害を受けている方（申請相談窓口：年金事務所）

このほか、次世代育成の観点などによる免除制度もあります。

申請免除

申請して承認された期間は、保険料の納付が免除されます。（年金受給額に反映されます。）

日本年金機構が**本人・配偶者・世帯主**の前年所得等を審査し、承認・決定されます。

免除の区分	納める保険料 (令和8年度の場合)	納付について
全額免除	0円	納付が免除となります。
3/4免除	4,480円	審査後に届いた納付書などで納めてください。
半額免除	8,960円	2年以内に納めなかった場合は、未納の扱いとなります。
1/4免除	13,440円	

納付猶予

50歳未満の方が、保険料を猶予される制度です。（年金受給額に反映されません。）

日本年金機構が**本人・配偶者**の前年所得等を審査し、承認・決定されます。

申請について

申請年度は、**7月～翌年6月**まで。

申請日から原則**2年1カ月前まで**さかのぼって申請できます。（マイナポータルからも申請可）

- ◆未納だと、障害基礎年金などが受けられない場合があります。手続きはお早めに！
- ◆申請手続きの**3カ月後**に日本年金機構から審査結果が届く予定です。

・申請方法

年金事務所 または 市役所（小手指分館・並木を除く まちづくりセンターでも可）に申請書をご提出ください。

郵送 や スマホ（マイナポータル）による電子申請も可能です。

・申請に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳など）（→18ページ※1）
- 基礎年金番号 または 個人番号が分かるもの
- **失業特例**を利用する場合は、離職日の分かる以下のどれか一つのコピー

お勤め先が発行	ハローワークが発行
<ul style="list-style-type: none">• 雇用保険被保険者離職票• 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書• 公務員の方は退職辞令 など	<ul style="list-style-type: none">• 雇用保険受給資格者証• 雇用保険受給資格通知（全件版または最新処理状況版）• 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

離職日の翌日から数えて、翌々年6月分までの申請に添付できます。
離職票等を提出した方の所得は、除外して審査されます。



継続申請

全額免除 または 納付猶予 の承認を受けた方が、翌年度以降も全額免除 または 納付猶予 の申請を希望する場合は、継続して申請があったものとして審査（継続審査）される制度があります。

ただし、失業や被災などによる特例で全額免除または納付猶予が承認されたときは、**継続申請の対象になりません**。引き続き免除を希望する場合は、**次の7月に改めて申請してください**。

産前産後免除

母子健康手帳



届出をすると出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除され、納付したものとして年金受給額に反映されます。

・対象となる方

国民年金 第1号 被保険者 で出産(予定)日が、平成31(2019)年2月1日以降の方
◆ 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産を含む)。

・免除期間

単胎妊娠の場合：出産予定日または出産日の 前月から4ヶ月間

多胎妊娠の場合：出産予定日または出産日の 3ヶ月前から6ヶ月間



・届出時期

出産予定日の6ヶ月前から（出産後でも届出できます）

手続き先や必要なものは
18ページをご覧ください。

詳細はこちら→
日本年金機構HP



・付加保険料

産前産後期間は保険料が免除されますが、ご希望があれば上乗せ部分の付加保険料
(→4ページ)を納付することが可能です。手続き時にお申し出ください。

法定免除

障害基礎年金や厚生年金の障害年金(1級・2級)を受けているときや、日本国籍の方が生活保護法による生活扶助を受けているとき※1などは、届出をすると保険料の納付が免除されます。※2

◆ 法定免除を受けた場合、老齢基礎年金額の計算をするときに、一定の割合で減額されます。

※1 生活扶助が廃止されたときには、法定免除消滅の手続きが必要です。

※2 この免除理由に該当する場合でも、ご希望があれば保険料の納付を申し出ることができます。

将来の年金受給額との関係

産前産後以外の免除・納付猶予・学生納付特例の期間については、同じ期間の保険料を全額納付した場合と比較して、一定の割合で受給時の年金が減額されます。
「免除等の月数×以下の割合」で計算します。

H21.4月分 以降の場合	老 齢 基 础 年 金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受 取 資 格	年 金 額	
全額 納 付 産前産後免除	●	8分の8	●
全額 免 除 法 定 免 除	●	8分の4	●
3/4免 除	●	8分の5	●
半 額 免 除	●	8分の6	●
1/4 免 除	●	8分の7	●
学生納付特例 納 付 猶 予	●	×	●
未 納	×	×	×

◆ 一部免除の期間中は、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ったりします。

国民年金保険料の追納

保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、全額納付した場合と比べ、年金額が少なくなります。そこで、免除等の承認月から**10年以内**であれば、さかのぼって保険料を納める「追納」ができます。

追納する保険料は、**2年を過ぎると**当時の保険料に加算額がつきます。

- 追納を希望される方は、年金事務所か市役所で手続きをしてください。
- 手続き後、日本年金機構から納付書が届きますので、納付書で納めてください。

5 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の加入期間等に応じて年金額が計算され、老後の保障として、原則65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

年金額は？

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間(480カ月)納めると満額の
年額 [REDACTED] 円(令和8(2026)年度)を受けることができます。

[REDACTED] 円(昭和31年4月1日以前生まれの方)

平成21年	全額納付 産前産後免除	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除 法定免除
3月以前	カ月	カ月 × 5/6	カ月 × 2/3	カ月 × 1/2	カ月 × 1/3
4月以降	カ月	カ月 × 7/8	カ月 × 6/8	カ月 × 5/8	カ月 × 4/8

年額 × 480カ月※

※ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日別に決められている「加入可能年数」に応じた月数をもとに計算します。

受給資格期間は10年

老齢基礎年金は、下記の期間を合計して10年以上ある方が原則として65歳から受けることができます。

10年

- ・ 国民年金保険料を納めた期間(第3号被保険者期間を含む)
- ・ 国民年金保険料の免除を受けた期間
(一部免除は、免除されていない保険料を認めないと受給資格期間とみなされません)
- ・ 学生納付特例や納付猶予を受けた期間
- ・ 厚生年金や共済組合に加入していた期間
- ・ 任意加入できたがしなかった期間(合算対象期間)

合算対象期間とは

昭和36(1961)年4月以降で、20歳以上60歳未満の下記の期間など

- ・ 昭和61(1986)年3月以前で当時厚生年金や共済年金に加入している方の配偶者だった期間
- ・ 平成3(1991)年3月以前で学生だった期間
- ・ 海外に居住していた期間
- ・ 厚生年金の脱退手当金を受ける対象となった期間
- ・ 任意加入していたが納付しなかった期間

繰上げ受給 60～64歳

60歳から65歳までの間に受給開始時期を繰り上げて、減額された年金を受け取ることができます。

請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
誕生月	76.0	80.8	85.6	90.4	95.2
1ヶ月後	76.4	81.2	86.0	90.8	95.6
2ヶ月後	76.8	81.6	86.4	91.2	96.0
3ヶ月後	77.2	82.0	86.8	91.6	96.4
4ヶ月後	77.6	82.4	87.2	92.0	96.8
5ヶ月後	78.0	82.8	87.6	92.4	97.2
6ヶ月後	78.4	83.2	88.0	92.8	97.6
7ヶ月後	78.8	83.6	88.4	93.2	98.0
8ヶ月後	79.2	84.0	88.8	93.6	98.4
9ヶ月後	79.6	84.4	89.2	94.0	98.8
10ヶ月後	80.0	84.8	89.6	94.4	99.2
11ヶ月後	80.4	85.2	90.0	94.8	99.6

繰下げ受給 66～75歳

66歳から75歳までの間に受給開始時期を繰り下げて、増額された年金を受け取ることができます。

65歳
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100

表単位(%)

- 60歳～64歳の減額率は、令和4(2022)年4月1日以降に60歳に到達する方が対象。
- 太線内の繰り下げは、令和4(2022)年4月1日以降に70歳に到達する方が対象。

請求年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
誕生月	108.4	116.8	125.2	133.6	142.0	150.4	158.8	167.2	175.6	184.0
1ヶ月後	109.1	117.5	125.9	134.3	142.7	151.1	159.5	167.9	176.3	184.0
2ヶ月後	109.8	118.2	126.6	135.0	143.4	151.8	160.2	168.6	177.0	184.0
3ヶ月後	110.5	118.9	127.3	135.7	144.1	152.5	160.9	169.3	177.7	184.0
4ヶ月後	111.2	119.6	128.0	136.4	144.8	153.2	161.6	170.0	178.4	184.0
5ヶ月後	111.9	120.3	128.7	137.1	145.5	153.9	162.3	170.7	179.1	184.0
6ヶ月後	112.6	121.0	129.4	137.8	146.2	154.6	163.0	171.4	179.8	184.0
7ヶ月後	113.3	121.7	130.1	138.5	146.9	155.3	163.7	172.1	180.5	184.0
8ヶ月後	114.0	122.4	130.8	139.2	147.6	156.0	164.4	172.8	181.2	184.0
9ヶ月後	114.7	123.1	131.5	139.9	148.3	156.7	165.1	173.5	181.9	184.0
10ヶ月後	115.4	123.8	132.2	140.6	149.0	157.4	165.8	174.2	182.6	184.0
11ヶ月後	116.1	124.5	132.9	141.3	149.7	158.1	166.5	174.9	183.3	184.0



- 請求した年齢に応じて、下表の割合の年金を一生受けとことになります。
- 繰上げ請求をすると「障害基礎年金」の請求ができない場合があります。
- 繰上げ・繰下げともに、詳細は年金事務所にご確認ください。

6 障害基礎年金

国民年金(第1号)加入中 や 20歳前などに病気やけがの初診日があつて障害の状態になつた方が、一定の要件を満たしているときに受けれるのが、障害基礎年金です。

申請をご希望の方は、年金事務所 か 市役所 へ相談の予約をしてください。

- ◆ ご相談先は、初診日が厚生年金・国民年金(第3号)加入中のときは、年金事務所。共済組合加入中のときは、各共済組合。

ご相談時の持ち物

予約制

- 治療・受診歴(医療機関名、治療期間)などをまとめたもの
(メモ書き程度でも可)
- お薬手帳など受診時期がわかるもの(あれば)
- 基礎年金番号がわかるもの(20歳以上の方)
- 障害者手帳等(取得している場合)



初診日とは

障害基礎年金の請求では、初診日がとても重要です。

初診日とは、障害のもととなった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日のことです。
初診日のときの年齢によって、条件が異なります。

初 診 日	条 件
20歳未満の方	20歳になったときに障害基礎年金の請求ができます。 ただし、障害認定日が20歳以降になる場合は、その障害認定日から請求できます。なお、本人の所得に制限があります。
20歳以上 60歳未満の方	① 初診日に国民年金に加入していたこと ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を3分の2以上納めて※1いること、または、初診日の前々月までの1年間に滞納がない※1こと(※2)
60歳以上 65歳未満の方	① 過去に公的年金制度に加入していたこと ② 60歳までの被保険者期間のうち、保険料を3分の2以上納めて※1いること等 ◆ 老齢基礎年金を繰上げて受給していると、請求ができなくなることがあります。

※1 免除・学生納付特例・納付猶予期間を含みます。保険料の納付や免除等の手続きは、初診日の前日までに済んでいなければなりません。

※2 この1年要件は令和18(2036)年3月31日までの特例。

障害認定日とは

初診日から1年6ヶ月を経過した日 または 1年6ヶ月以内で症状が固定した日を
障害認定日といいます。

このときの障害の程度によって、障害等級表の1級または2級に該当する状態(→15ページ)かどうか、
また、数年ごとに審査が必要かどうかを日本年金機構が審査します。

障害基礎年金の請求は、この障害認定日以降になります。

障害基礎年金の等級と年金額 令和8(2026)年度

障害基礎年金における等級と、 障害者手帳の等級は一致しているとは限りません。

【】内は昭和31年4月1日以前生まれ

等級	審査のおおまかな基準	年 額
1級	日常生活において他人の介助を受けなければ、 ほとんど自分のことができない状態	■■■円 〔 ■■■ 〕円
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、 極めて温和な家事以外の日常生活は極めて困難で、 労働による収入を得ることができない状態	■■■円 〔 ■■■ 〕円

障害基礎年金の受給者に、生計を維持されて
いる18歳到達年度の末日までの子 または
1・2級の障害のある20歳未満の子がいる
ときは、加算ができます。

人 数	加 算 額
1人目・2人目	各 ■■■円
3人目以降	各 ■■■円

特別障害給付金

・ 対象者

障害基礎年金等を受ける権利を有していない方

原則として、どちらの場合も65歳の誕生日の前々日までに請求しなければなりません。

- ① 昭和61(1986)年3月31日以前に初診日があり、当時厚生年金や共済年金に加入
している方の配偶者であったことなどにより国民年金に任意加入していなかった方
で、その傷病がもとで現在**障害基礎年金1・2級程度**の障害の状態にある方
- ② 平成3(1991)年3月31日以前に初診日があり、当時学生だったため、国民年金
に任意加入していなかった方で、その傷病がもとで現在**障害基礎年金1・2級程度**
の障害の状態にある方

支給額 令和8(2026)年度

1級該当	年額 ■■■円(月額 ■■■円)
2級該当	年額 ■■■円(月額 ■■■円)

- ・ご本人の所得によっては、支給が
制限されることがあります。
- ・他の公的年金を受けることができる
ときは、支給額が調整されます。

障害年金に該当する状態



障害等級表

障害年金の等級は障害者手帳の等級とは異なります。

厚生年金には、これよりも軽い状態の3級や障害手当金の制度もあります。

障害の状態(1級)		障害の状態(2級)	
号		号	
1 次に掲げる視覚障害		1 次に掲げる視覚障害	
イ 両眼の視力 ^{※1} がそれぞれ0.03以下のもの		イ 両眼の視力 ^{※1} がそれぞれ0.07以下のもの	
□ 一眼の視力 ^{※1} が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの		□ 一眼の視力 ^{※1} が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	
※1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常のあるものについては、矯正視力によって測定する。			
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの		ハ (1級1号ハの下線部が56度)	
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの		二 (1級1号ニの下線部が40点)	
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの		2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの		3 平衡機能に著しい障害を有するもの	
4 両上肢のすべての指を欠くもの		4 そしゃくの機能を欠くもの	
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの		6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	
7 両下肢を足関節(ショパール関節)以上で欠くもの		7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	
8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの		8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの	
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 <u>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</u> ^{※2}		9 一上肢のすべての指を欠くもの	
※2 活動範囲の事例 病院内:おおむねベッド周辺 家庭内:おおむね就床室内		10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		11 両下肢のすべての指を欠くもの	
11 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの	
		13 一下肢を足関節(ショパール関節)以上で欠くもの	
		14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
		15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 <u>日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u> ^{※3}	
		※3 活動範囲の事例 病院内:おおむね病棟 家庭内:おおむね家屋内	
		16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

国民年金法施行令別表に一部加筆

7 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入者または加入していた方が死亡し、一定の条件を満たしているとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、**子の18歳到達年度の末日まで** または **子に1・2級の障害のある場合は20歳になるまで** 受けることができます。

◆ 子どもがない配偶者は、受け取れません。

受給の条件

次のいずれかに該当する方が死亡したときに受けることができます。

- ① 死亡した月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を3分の2以上納めて※1いること、または、死亡した月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない※1こと(※2)

※1 免除・学生納付特例・納付猶予期間を含みます。保険料の納付や免除等の手続きは、死亡日の前日までに済んでいなければなりません。

※2 この1年要件は令和18(2036)年3月31日までの特例。

- ② 保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間(→11ページ)の合計が25年以上あること(老齢基礎年金の受給権者を含む)

遺族の範囲

死亡した方によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)

- ① 配偶者： 死亡した方の子と生計を同じにしている配偶者
② 子： 死亡した方の子



年金額 令和8(2026)年度

- ① 子のある配偶者に支給される場合

(昭和31年4月2日以降生まれの方の額)

	年額	加算額	合計
子が1人の場合	■■■円	■■■円	■■■円
子が2人の場合	■■■円	■■■円	■■■円

◆ 3人目以降は1人につき79,800円加算されます。

- ② 子のみに支給される場合

	年額	加算額	合計
子が1人の場合	■■■円	なし	■■■円
子が2人の場合	■■■円	■■■円	■■■円

◆ 3人目以降は1人につき79,800円加算されます。

8 死亡一時金・寡婦年金

国民年金の第1号被保険者には、独自の給付があります。

死亡一時金

国民年金に加入して、保険料を3年以上納めた方が(第3号被保険者の期間は含まれません)、[老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡したとき](#)、その方によって[生計を同じくしていた遺族](#)に支給されます。

請求権の優先順位

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

- ・ その遺族が遺族基礎年金・寡婦年金を受けられるときは、支給されません。
- ・ 死亡から 2年 を経過すると時効により請求できなくなります。

死亡一時金の金額 ※付加保険料を 36カ月(3年)以上 納めた方には8,500円加算

保険料を納めた期間	金額※
36カ月(3年)以上180カ月(15年)未満	120,000円
180カ月(15年)以上240カ月(20年)未満	145,000円
240カ月(20年)以上300カ月(25年)未満	170,000円
300カ月(25年)以上360カ月(30年)未満	220,000円
360カ月(30年)以上420カ月(35年)未満	270,000円
420カ月(35年)以上	320,000円

寡婦年金

国民年金に加入している夫(受給資格のある夫)が亡くなったときに、下記の条件を満たしている妻が、60歳から65歳までの間に受けることができます。

年金額は、夫が受けるはずだった老齢基礎年金(ただし、第1号被保険者としての納付または免除の実績に基づき計算)の4分の3になります。

・受給の条件

- ① 夫によって生計が維持され、婚姻期間(内縁でもよい)が10年以上続いていること
- ② 夫の国民年金保険料納付済期間(第1号被保険者として)と保険料免除期間が、合わせて10年以上あること
- ③ 夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがないこと
- ④ 妻が老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと

9 こんなとき手続きが必要です！

こんなとき	手続き先	本人確認書類※1のほかに必要なもの	
20歳になったとき(厚生年金加入者を除く)		20歳の誕生日の前後に届く日本年金機構の通知をご覧ください	
納付が困難なとき(免除・納付猶予制度)		6ページをご覧ください	
第1号の方が出産するとき (産前産後免除)	市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの※3、出産(予定)日のわかる母子手帳など	
学生で納付が困難なとき(学生納付特例制度)		6ページをご覧ください	
就職などで厚生年金に加入するとき	勤務先	勤務先にお問い合わせください	
退職などで厚生年金の資格がなくなったとき	市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの※3、退職日の確認できる書類(退職証明書・離職票・資格喪失証明書等)	
扶養に入るとき	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください	
配偶者(第2号)の扶養から外れたとき	市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	① 本人の所得増や離婚の場合 基礎年金番号のわかるもの※3、資格喪失証明書 ② 配偶者の退職による場合 基礎年金番号のわかるもの※3、配偶者の退職証明書・離職票・資格喪失証明書等	
配偶者(第2号)の扶養に入っている場合で、配偶者が65歳になったとき	市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの※3	
第1号の方が日本から海外へ住所を移すとき、海外から日本へ住所を移すとき(一時帰国含む)※4	市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの※3	
住所・氏名が変わったとき	第1号の方 第3号の方	— 配偶者の勤務先	手続きはありません 配偶者の勤務先にお問い合わせください
年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失したとき		市役所 まちづくりセンター※2 年金事務所	本人確認書類のみ (基礎年金番号通知書が郵送されます) (→3ページ)
第1号の方が死亡したとき		日本年金機構	にお問い合わせください
年金を請求するとき	お勤め経験がある方	年金事務所 共済組合	日本年金機構や共済組合に お問い合わせください(→1ページ)
	第3号の期間がある方	年金事務所	
	第1号の期間だけの方	年金事務所 市役所	
年金受給者の住所が変わったとき、死亡したとき		日本年金機構	にお問い合わせください

※1 窓口にお越しになる方の本人確認書類(有効期限内のものに限る)

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など

※2 小手指分館・並木まちづくりセンターは除く

※3 年金手帳・基礎年金番号通知書・マイナンバーカード・マイナンバー入りの住民票でも可

※4 住民票を海外に移したり、日本に戻したりする際は手続きが必要です

なお、代理の方が手続きする場合は、委任状もお持ちください。

日本年金機構HP(委任状)→

